

あびこエコ農業推進基本計画

平成25年3月

我孫子市

目 次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 計画策定にあたって | |
| | (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| | (2) 計画期間 | 1 |
| 2 | 環境保全型農業の普及・促進の必要性 | |
| | (1) 環境への負荷低減 | 3 |
| | (2) 自然循環機能の増進（資源のリサイクル） | 3 |
| | (3) 生物多様性（生態系）の保全 | 3 |
| | (4) 安全・安心な農産物（消費者ニーズに対応した農産物）の供給 | 3 |
| 3 | 我孫子市における環境保全型農業の現状と課題 | 4 |
| 4 | 環境保全型農業のこれまでの取り組み | |
| | (1) 農業者への支援 | 5 |
| | (2) 市民の協力・連携の促進 | 8 |
| 5 | 「あびこエコ農業」の推進計画 | |
| | (1) これまでの取り組みの課題等の整理と今後の対応 | 11 |
| | (2) 「あびこエコ農業」の位置づけ | 13 |
| | (3) 「あびこエコ農産物認証制度」の構築と普及 | 13 |
| | (4) 推進目標 | 14 |
| | (5) 「あびこエコ農業」推進のアクションプラン | 15 |
| | (6) 計画の進行管理 | 19 |
| 6 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う環境保全型農業の取り組みへの影響と対応 | 21 |

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我孫子市の農業は、新鮮な農産物を供給するという都市近郊農業の重要な役割のほか、水源のかん養や洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、農文化の伝承などの多面的機能を有していることから、持続的・安定的に発展させていくことがますます重要となっています。

我孫子市第三次総合計画の基本構想では、生産者と消費者がお互いに信頼し協力し合うことで、品質と安全性の高い地元農産物が地元中心に消費される農業を確立することを定めており、第二次基本計画において、生産者と連携しながら環境保全型農業の普及・促進を図り、環境にやさしい農業に取り組むことを掲げています。

我孫子市は、環境保全型農業の普及・促進を図るにあたり、総合計画の方針に沿って「あびこエコ農業推進基本計画」を策定することとしました。

推進にあたっては、国や県の方針を尊重しながら、農業の生産性、農業者の自主性を重視し、施策の展開を図ることとします。

なお、近年、農業においては、化学合成農薬及び化学肥料を使用しないことにより、環境への負荷を低減する取り組みが求められています。国は有機農業の推進に関する法律を平成18年に制定・施行し、これに基づき有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月）を公表しました。

我孫子市においても、有機農業は、環境保全型農業の一つとして推進していく必要がありますが、本市の農業が、農地と住宅地が近接する都市近郊型農業であることや、少量多品目生産を特徴とすることから、大規模に有機農業に取り組むことは困難と言えます。

こうした本市の農業の特徴を踏まえ、農業の生産性の維持に十分配慮しながら、環境保全型農業の普及・促進を図ります。

(2) 計画期間

計画期間については、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、必要に応じ見直しを行うこととします。

《参 考》

【用語の定義】

○有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

＜有機農業推進法第2条＞

○環境保全型農業

「環境保全型農業の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいいます。

＜農林水産省ホームページ（農業関連用語）から引用＞

【第3次総合計画第二次基本計画（後期計画）から抜粋】

○環境保全型農業の普及・推進

農業が持つ水源のかん養や洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を維持するため、こうした機能について市民の理解を深めるとともに、生産者と連携しながら環境保全型農業の普及・促進を図り、環境にやさしい農業に取り組みます。また、エコ農産物の栽培・供給に取り組む農家を積極的に支援し、育成します。

○地産地消の推進

地元農産物を地域内で流通させるため、農業拠点施設を整備し、消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物を供給します。また、食育を推進するため、学校給食などへの地元農産物の供給や、食と農に関する情報提供に積極的に取り組みます。

2 環境保全型農業の普及・促進の必要性

環境保全型農業は次の項目に資する取り組みであり、さらなる普及・促進が必要とされています。

(1) 環境への負荷低減

① 水質の改善

施肥や代かきの改善により、ほ場からの流出負荷（窒素）量が低減され、地下水等の水質改善に寄与します。

② 温室効果ガスの発生抑制

土づくりや施肥の改善、不耕起栽培の実施などにより、温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素のほ場からの排出が抑制されます。

(2) 自然循環機能の増進（資源のリサイクル）

堆肥などによる土づくりを基本とする環境保全型農業は、地域に存在する未利用の有機物資源を有効活用する取り組みであり、循環型社会の形成に寄与します。

(3) 生物多様性（生態系）の保全

農薬の使用の低減、土づくり、冬期湛水などにより、天敵等ほ場内外の生物が増加することが期待されます。

(4) 安全・安心な農産物（消費者ニーズに対応した農産物）の供給

環境問題、また、安全かつ良質な農産物に対する関心が高まる中で、有機農産物をはじめ、化学肥料や農薬の使用を控えた農産物に対する消費者のニーズは高まっています。

参考：有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月 農林水産省）
環境保全型農業の現状と課題（平成19年10月 農林水産省生産局環境保全型農業対策室）

3 我孫子市における環境保全型農業の現状と課題

我孫子市の緑地は市の面積の約35%であり、そのうち約88%が農地です。

我孫子の農業は、市の豊かな自然循環やうるおいある景観形成に重要な役割を果たしてきました。

自然と調和した伝統的な農業が続けられる中、平成18年から、食品衛生法に基づく残留農薬規制に関するポジティブリスト制が導入され、農薬使用におけるより徹底した基準順守が求められるようになりました。

少量多品目生産を特徴とする我孫子市の農業において、品目ごとに細かく指定された農薬基準に対応するためには、農業者のさらなる意識向上とともに、農業者自身が十分な知識と技術を身につけることが求められます。

また、肥料についても、県の施肥基準や土壌診断結果等に即した、効果的・効率的な施肥が求められます。

近年では、適正な農薬使用はもとより、化学合成農薬及び化学肥料を低減もしくは使用しない環境保全型農業に取り組む農業者が徐々に増加しており、生産地即消費地という本市の地理的条件から、安全・安心な農産物が消費者・市民に身近なところで供給されてきています。

一方、こうした環境保全型農業に取り組みながらも、国や県など関係機関の認証を受けていない農業者も多くみられます。経営規模が小さく、少量多品目栽培を特徴とする本市農業においては、手間と経費がかかる割に認証を受けるメリットが少ないことが背景にあると考えられます。

消費者・市民の間でも、化学合成農薬及び化学肥料を低減もしくは使用しない農産物栽培が、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うものであり、それに見合うだけの価格による買い支えがなければ、普及が進まないことの理解が十分ではありません。

行政と農業者からの十分なPRができていないことと、消費者の多くで低価格購買志向が根強いことも背景にあります。

また、農地と市街地が近接することから、堆肥の製造や使用にあたっては農業者以外の市民に配慮を要するなど、都市近郊農業特有の問題もあります。

環境保全型農業の取り組みにあたっては、適切な助成制度の運用とあわせて、認証手続きのきめ細かな支援を行うなど、農業者にとって認証を受けるメリットがあるような施策の推進と、消費者・市民への積極的なアピールが求められています。

さらには、生産者と消費者・市民、商工業者等がお互いを理解し、協力し合いながら事業を進めていく必要があります。

4 環境保全型農業のこれまでの取り組み

我孫子市ではこれまで、農業者に対する補助事業や専門職員による指導・相談を中心とし、関係機関と連携しながら環境保全型農業の普及・促進を図ってきました。

これまでの取り組みの概要は次のとおりであり、今後の課題等をふまえて環境保全型農業の普及・促進を図る必要があります。

(1) 農業者への支援

① 有機質資材及び有機質資材活用設備等の購入・入手に関する支援

イ 有機栽培等農家支援事業補助金

我孫子市では、環境保全型農業の取り組みを拡大するため、平成16年度から「有機栽培等農家支援事業」を実施しています。化学合成農薬・化学肥料を県慣行栽培基準の50%以下に低減する取り組みが対象となります。

支援の対象となる有機栽培等農家とは、次のいずれかの農業者です。

- ・ 有機栽培農家：JAS法に基づき、JAS規格に適合した有機農産物の生産を行うものとして認定を受けた、または認定を受けようとする生産者、法人及び集団
- ・ 特別栽培等農家：特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づいた方法、またはこれと同等と認められる方法（ちばエコ農産物）で農産物を生産している、もしくは生産しようとする生産者、法人及び集団

当初の要綱では、交付は3年間を限度としていましたが、環境保全型農業に持続的に取り組んでもらうため、平成23年度に要綱を改正し、年数の制限なく申請できるようにしました。

取り組みの実績と成果

- ・ 有機質資材、除草機などの購入に利用され、環境保全型農業の取り組みが広がった。
- ・ 補助事業活用者
延べ 21 経営体 （平成16～23年度）

□ 剪定枝木チップの利用

我孫子市では、平成15年度から剪定枝木のチップ化に取り組み、農業への活用も促進してきました。

平成16年以降は、剪定枝木チップに生ごみ、牛・鶏ふん、米ぬか等を加えて堆肥化する試行も行いましたが、堆肥化の過程で発生する臭気や保管場所の確保などの問題が生じました。

その後は、剪定枝木チップのみをベースに、マルチング材や土壌改良材としての利用を検討し、チップを細かく裁断することや異物の混入防止などの問題の改善を図りました。

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により、保管されていた剪定枝木チップも放射性物質の影響を受けたため、現在は剪定枝木チップの配布は中止されています。安全性が確認され次第、供給を開始していきます。

取り組みの実績と成果

- 剪定枝木チップの品質向上が図られ、細かく裁断し一年間保管すれば、土壌改良材として農業者が利用できるものになることが分かった。
- 異物の混入などがない良質な剪定枝木チップであれば、窒素源の投入がされていないものであっても農業者の相当の需要があることが分かった。
- 農業者の利用数
延べ 105 経営体 (平成21~23年度)

② 環境保全型農業に関する技術の普及

イ 農業改良普及員による栽培履歴指導・相談

平成18年5月29日から、ポジティブリスト制が導入され、食品衛生法で残留基準値が定められていない農薬と農産物の組み合わせについては、0.01ppmの一律基準値が適用され、この基準値を超えた農薬が残留した場合は販売・流通等が禁止されるようになりました。

我孫子市では、平成19年度から、ポジティブリスト制度に対応した適正な農薬の使用や栽培履歴の作成などの指導・相談を目的として、専門知識を持った農業改良普及員を嘱託職員として採用し、あびこ農産物直売所（以下「アンテナショップ」という。）を中心に業務を進めてきました。

<市が配置した農業改良普及員の業務>

- 適正な農薬の使用・管理についての相談
- 栽培履歴の作成・管理についての指導・相談、内容チェック
- 化学合成農薬・化学肥料を低減する取り組み、有機質資材の使用法など、栽培方法の相談
- 県の「ちばエコ農産物」認証制度に関する相談

また、この栽培履歴作成の取り組みの意義はおおむね次のとおりです。

- 適正に農薬を使用した農産物であることを明示できる。
- 自己の出荷物の農薬検査等において、自らは適正に農薬を使用していた場合でも、隣接ほ場からの農薬飛散の影響により残留農薬基準を超えた数値が出てしまった場合などの、原因究明の証拠となる。
- 安全・安心な農産物の供給を求める消費者、小売業者、市場等からの栽培履歴の提示・提出の要求に応えられる。

取り組みの実績と成果

- アンテナショップでの出荷農家を中心に栽培履歴の作成が定着した。
- 農家の適正な農薬使用指導、「ちばエコ農産物」認証支援なども展開した。
- 栽培履歴指導相談
延べ 6,303 件（平成19～23年度）

③ 各推進制度の活用

イ ちばエコ農産物認証（千葉県事業）の推進

我孫子市では、東葛飾農業事務所等の関係機関と連携して、「ちばエコ農産物」認証の普及を推進しています。

「ちばエコ農産物」は、化学合成農薬・化学肥料の使用量を、県慣行栽培基準の50%以下で栽培した農産物を千葉県が認証するものです。

取り組みの実績と成果

- 「ちばエコ農産物」認証実績（平成20～23年度）

| 年 度 | 米 | 野 菜 | |
|------|-----|-----|------|
| 20年度 | 15人 | 0人 | 0品目 |
| 21年度 | 20人 | 4人 | 25品目 |
| 22年度 | 20人 | 3人 | 21品目 |
| 23年度 | 24人 | 6人 | 11品目 |

□ 環境保全型農業直接支援対策事業（国事業）の推進

我孫子市では、平成23年度から、農林水産省が実施する、農地土壌への炭素貯留や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支援対策事業」を推進しています。

本対策は、国と地方公共団体（都道府県、市町村）が役割分担し実施します。我孫子市では、申請受付事務や交付金の負担を行うとともに、農業者への積極的な周知・PRを行っています。

取り組みの実績と成果

- 制度利用者数 延べ 2 経営体
- 取り組み面積 延べ 789 a（平成23～24年度）

(2) 市民の協力・連携の促進

① 援農ボランティア制度（あびこ型「地産地消」推進協議会事業）

援農ボランティアは、平成16年度から我孫子市とあびこ型「地産地消」推進協議会が連携して開始しました。

化学合成農薬や化学肥料の低減により、作業量・労働時間が増加しやすい環境保全型農業に取り組む農業者を支援することを主な目的として制度が生まれ、平成17年度から同協議会の事業として実行委員を中心に運営されています。現在は、援農ボランティアを必要とする農業者にも幅広く対応しています。

取り組みの実績と成果

- ・ 除草作業を援農ボランティアが行うことで農薬使用量が低減できるなど、環境保全型農業に取り組む登録農家の支えとなっている。
- ・ 活動実績（過去5年）

| 年 度 | 登録農家 | ボランティア登録 | 援農ボランティア 延べ日数 |
|------|------|----------|------------------|
| 19年度 | 16 | 53 | 1,699 |
| 20年度 | 13 | 40 | 1,930 |
| 21年度 | 15 | 55 | 2,096 |
| 22年度 | 20 | 78 | 2,985 |
| 23年度 | 20 | 84 | 2,778 |

② あびこエコ農産物認証の取り組み（あびこ型「地産地消」推進協議会事業）

平成16年1月から、我孫子市も構成員となっている「あびこ型「地産地消」推進協議会」の事業として、化学合成農薬・化学肥料の使用状況をもとにして「あびこエコ農産物」の認証が行われていました。

「あびこエコ農産物」の認証は、4つの色別シールで区分し、次のような基準としていました。

- ・ プラチナシール：JAS（有機農産物）認証の基準を満たしている農産物であること。
- ・ 金シール：栽培期間中、化学合成農薬・化学肥料を不使用で栽培した農産物であること。
- ・ オレンジシール：栽培期間中、化学合成農薬使用回数と化学肥料窒素分量の双方を県内慣行レベルの50%以下で栽培した農産物で、「ちばエコ農産物」の水準を満たしていること。
- ・ 緑シール：化学合成農薬使用回数と化学肥料窒素分量の双方とも県内慣行レベル以下で栽培した農産物で、当協議会の趣旨に賛同し、本運用細則の適用を受けたものであること。

「あびこエコ農産物」の認証は、ボランティア活動が中心で運用してきたものですが、平成20年6月に認証ミスが発生し、ボランティア活動が中心では十分な制度運用ができないと総括されたことから、同認証事業を休止し、現在に至っています。

また、総括の際に、我孫子市における今後の安全安心新鮮農産物の供給及び表示のあり方について検討を行い、「あびこエコ農業の推進方針」をまとめました。

取り組みの実績と成果

- ボランティア中心による認証事業では、確実かつ公正な認証が困難であることがわかった。
- 認証ミス発生後、総括とその後のエコ農産物認証のあり方を検討するため、「我孫子市における安全安心新鮮農産物の供給及び表示のあり方に関する検討委員会」を農業者、消費者、JA、県職員（アドバイザー）等も交えて設置し、あらためて「あびこエコ農業の推進方針」をまとめた。

《参 考》

「我孫子市における安全安心新鮮農産物の供給及び表示のあり方に関する検討委員会」の検討報告・最終まとめから抜粋

～「あびこエコ農業の推進方針」について～

○国や県の認証等制度を尊重、普及しつつ、これら制度での認証等基準に満たない栽培方法でエコ型栽培に取り組む農家を育成・支援していくために方針・要領を整備し、生産者と消費者・市民の信頼関係に基づく「あびこエコ農業」を推進する

○我孫子市独自の制度として、生産者から提出される「エコ型栽培履歴」を認証し、そのエコに取り組む生産者を市民参加で支援する仕組みを基本とした「あびこエコ農産物認証制度」を構築する

5 「あびこエコ農業」の推進計画

(1) これまでの取り組みの課題等の整理と今後の対応

これまで取り組んできた事業の課題の整理、環境保全型農業に取り組むにあたって多くの農業者から寄せられた意見などをふまえ、「あびこエコ農業」推進計画においては、以下の通り対応を図ることとします。

| 事業 | 問題点・課題 | 対応方針 |
|---------------------|--|--|
| 農業改良普及員による栽培履歴指導・相談 | <ul style="list-style-type: none"> 栽培履歴の指導・相談を受ける農家は一部の農家のみとなっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 市内の全農業者を対象とした栽培履歴の指導・相談、内容チェックに対応できるシステム・体制を構築する。 栽培履歴の適正管理の重要性を市内農家に周知し、あわせて農業改良普及員等による指導・相談事業をPRする。 |
| ちばエコ農産物認証の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 書類作成がハードルとなり申請に至らない場合が多い。特に収穫時期の短い野菜は、件数が膨大になり申請を敬遠する傾向がみられる。 認証後のシール貼付等が煩雑な上、経費もかかる。 | <ul style="list-style-type: none"> 書類作成等を市の農業改良普及員等がサポートし、農業者が取り組みやすい環境を整える。 また、県と連携し、申請時期にあわせ広く農業者に周知する。 あびこ型「地産地消」推進協議会と連携し、ボランティア等による支援の仕組みを検討する。 認証事業の趣旨を広く農家と消費者・市民にPRし、環境保全型農業に取り組む環境を整える。 |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| <p>「あびこエコ農産物」の認証の取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> 農薬等のチェックには専門的な知識が必要であり、ボランティア活動の範疇で運用では認証に無理が生じた。 市がアンテナショップに配置する農業改良普及員1人のみでは、安定した認証事業を構築できない。 | <ul style="list-style-type: none"> 農薬等の専門知識をもった職員（農業改良普及員等）を確保し、これを中心とする取り組みの体制づくりをする 「あびこエコ農産物」の認証手続きを、ボランティア等も活用して支援する。 |
| <p>「あびこエコ農産物」の販路確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> コストに見合った価格で販売できる販路が確保できていない。 消費者・市民がエコ農産物を買い支える状況が作られていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 直売所等で、こだわりの農産物を自ら価格設定する取り組みを支援する。 現アンテナショップ（将来は市が整備を計画している「農業拠点施設」）を始め、市内の直売所などでの「あびこエコ農産物」の販売・PRを支援する。 また、我孫子市としても積極的に「あびこエコ農産物」の普及・PRに努め、消費者・商工業者等の理解増進を図る。 |
| <p>有機栽培等農家支援事業補助金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ちばエコ農産物等の認証に係る書類作成がハードルとなり、申請に至らない場合が多い。 有機質資材や機器が高価でコストがかかる。 | <ul style="list-style-type: none"> 書類作成等を市の農業改良普及員等がサポートし、農業者が取り組みやすい環境を整える。 有機栽培等農家支援事業補助金制度の周知と拡充により、有機質資材等の購入に対する支援を行う。 良質な剪定枝木チップの配布を行う。（放射能検査で確認後に再開） |

(2) 「あびこエコ農業」の位置づけ

我孫子市の農業は、いわゆる「特定品目の産地」農業ではなく、多くが経営規模の小さな少量多品目栽培を特徴としています。

我孫子市において、エコ農業を推進するにあたっては、「産地」における取り組みのような集団的な栽培管理は馴染まず、個々の農家の実状に即したきめ細かな施策の展開が求められます。

以上を踏まえ、我孫子市として、独自の「あびこエコ農業」推進事業に取り組むものとしします。

「あびこエコ農業」とは、次に掲げる取り組みを総称します。

1. 化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らした環境保全型農業を、生産者、消費者、行政、関係団体が協働して推進すること。
2. 県慣行栽培基準の化学合成農薬・化学肥料の使用量の20%以上を削減し栽培した農産物を我孫子市独自のエコ農産物として認証し、育成・普及すること。
3. 有機JAS農産物、ちばエコ農産物、特別栽培農産物、JAもっと安心農産物、エコファーマー農産物の認証を受けた農産物と、2により我孫子市独自に認証したエコ農産物を総称して「あびこエコ農産物」と位置づけ、これを育成・普及すること。
4. 生産者と消費者の互いの顔が見える信頼関係を基本として、地産地消型の「あびこエコ農産物」を育成・普及すること。

(3) 「あびこエコ農産物認証制度」の構築と普及

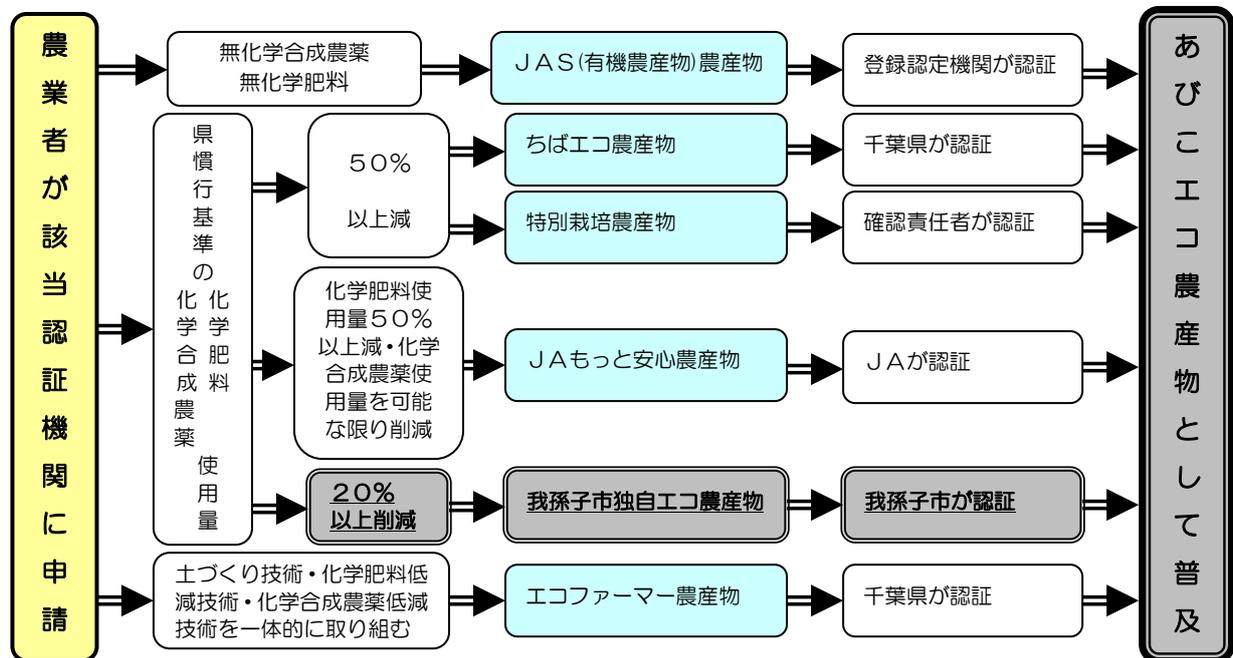
国では、法令やガイドライン等で定められた基準により、有機JAS農産物の認証を制度化し、千葉県では、ちばエコ農産物の認証を制度化しています。

我孫子市においては、環境保全型農業を普及・促進していくために、これら国や県の認証制度に加えて、その認証等の基準に満たない場合でも、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減に取り組む農業者を育成・支援し、環境保全型農業の裾野を広げる取り組みを進める必要があります。

我孫子市は、国や県の認証等制度を尊重、普及しつつも、これら制度での認証等の基準に満たない栽培方法のエコ型農産物についても、我孫子市独自に認証、普及する制度を、生産者と消費者・市民の信頼関係を土台に構築するものとしします。

また、それぞれの認証機関が認証した農産物もあわせて「あびこエコ農産物」として普及していきます。

【あびこエコ農産物の概要図】



(4) 推進目標

| 指標名 | 現況値 (平成23年度) | 目標値 (平成34年度) |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 「ちばエコ農産物」栽培の認証を受けた農業者数 | 26人 | 60人 |
| 市独自の「あびこエコ農産物」の認証(20%以上削減)を受けた農業者数 | — | 100人 |

(5) 「あびこエコ農業」推進のアクションプラン

「あびこエコ農業」を推進するために、次の5つの施策をもとに事業に取り組みます。この施策と基本事業を本計画のアクションプランとし、計画実現のために必要な関連事業も積極的に取り入れていくものとします。

① 「あびこエコ農業」普及・推進のための体制整備

適正な農薬の使用や栽培履歴の管理についての専門知識をもった職員（農業改良普及員等）を確保し、これを中心として「あびこエコ農業」の推進を図ります。

専門職員は、主に、農業者からの相談対応や栽培履歴の内容チェック、「あびこエコ農産物」の認証事務などを担います。また、必要に応じ、農業者のほ場に出かけサポートを行います。

なお、市レベルでの農業改良普及員等専門職員の安定的確保は一般には困難であることから、その確保に最大限努めつつ、県農業事務所その他の機関との連携、栽培履歴管理ソフトの活用なども進めるものとします。

<農業改良普及員等の主な業務>

- ・ 病虫害防除や土づくり、適正な農薬使用、栽培履歴の作成、施肥管理など農業技術に関する相談対応
- ・ 農薬の誤使用・飛散防止等のアドバイス
- ・ 栽培履歴の内容チェック
- ・ 「ちばエコ農産物」など各機関の認証に関する書類作成や手続きの支援
- ・ 「あびこエコ農産物」の認証
- ・ 環境保全型農業に関する国・県・市の補助制度の案内

② 「あびこエコ農業」普及・推進のための「農業拠点施設」の整備・活用

市が整備を計画している「農業拠点施設」には、「安全安心な農産物の栽培等の普及と情報の受発信機能」を持たせることとしています。

これは、農業者に対する栽培履歴の作成指導等をはじめ、農業者同士の研さん・交流、環境保全型農業に関するさまざまな情報を受発信していくものです。

この他にも、「農業拠点施設」を、消費者・市民や商工業者に対する「あびこエコ農産物」のPRや、学校給食などへの供給を通じた食育推進も含め

た、「あびこエコ農業」推進の拠点として位置づけ、整備するものとします。
「あびこエコ農業」は、「農業拠点施設」を整備するまでの間を準備期間とし、「農業拠点施設」の整備に伴い本格的に推進するものとします。

③ 「あびこエコ農産物」の普及・PR

現アンテナショップ（将来は市が整備を計画している「農業拠点施設」）を始め、市内直売所などにおいても「あびこエコ農産物」の販売・PRを行い、安全・安心な農産物が地域内で広く流通し消費される地産地消の仕組みをつくります。

「あびこエコ農産物」の出荷にあたっては、「あびこエコ農産物」マークを使用することができるものとします。

マークは、おもに「化学合成農薬・化学肥料の使用量を低減した環境にやさしい農産物であること」、「我孫子市産の農産物であること」を消費者・市民に伝えるものです。

マーク等を使用し市内外にPRを行い、「あびこエコ農産物」の高付加価値化・ブランド化を図ります。

④ 有機質資材・土壌改良材の導入等の支援

環境保全型農業を進めるうえで、有機質資材等の活用は不可欠ですが、市内には連携を行うことができる畜産施設が少ないことから、市のクリーンセンターで製造している剪定枝木チップの有効活用が図られるよう、農業者への配布を行います。また、有機栽培等農家支援事業補助金やその他の制度・事業を有効に活用し、有機質資材等の導入を促進します。

また、病害虫防除の支援についても、植物防疫協会の事業と絡めながら実施します。

<剪定枝木チップの配布>

- 土壌改良材等としての利用を主目的として良質な剪定枝木チップを製造し、環境保全型農業に取り組む農業者に配布します。
- 農業者の意見を聴きながら、窒素源を同チップに混入した堆肥の製造についても検討していきます。
- 放射性物質の影響が緩和され、使用に問題ない剪定枝木チップができ次第、農業者への配布を始めます。

＜有機栽培・特別栽培農家等に対する補助事業＞

- 化学合成農薬・化学肥料を県慣行栽培基準の50%以下に低減するための取り組みを行う農家等を対象に、市独自の補助を行います。
- 環境保全型農業に取り組む農業者が、国の「環境保全型農業直接支援対策事業」を積極的に活用できるよう、申請受付事務や交付金の負担を行うとともに、農業者への積極的な周知・PRを行っていきます。

⑤ 農業者、関係機関、消費者・市民・市民団体、商工業者、学校等との連携

「あびこエコ農業」は、農業者および各関係機関との連携を図り、消費者・市民、商工業者、学校等の理解と協力を得ながら推進します。

＜農業者との連携＞

- 「あびこエコ農産物」への積極的な取り組み、「あびこエコ農産物」の普及・PR等において、意見交換等を密に行いながら農業者との連携を図ります。
- 農業者と市民との交流の促進を図ります。

＜各関係機関との連携＞

- 県農業事務所及びJA等の関係機関・組織と、各種のエコ農産物栽培に係る認証の推進・事務手続きなどにおいて連携を図ります。

＜消費者・市民・市民団体との連携＞

- 環境保全型農業についての消費者・市民の理解を深めるため、「あびこエコ農業」のPRを積極的に行います。
- 消費者・市民・市民団体が、我孫子市の農業と農業者を応援するという意識をもち、農産物を購入・消費し、地域農業を買い支える運動に取り組むことができるよう、消費者・市民・市民団体の活動を支援します。
- あびこ型「地産地消」推進協議会とは、主に「あびこエコ農産物」の普及・PR、援農ボランティアにおいて連携を図ります。

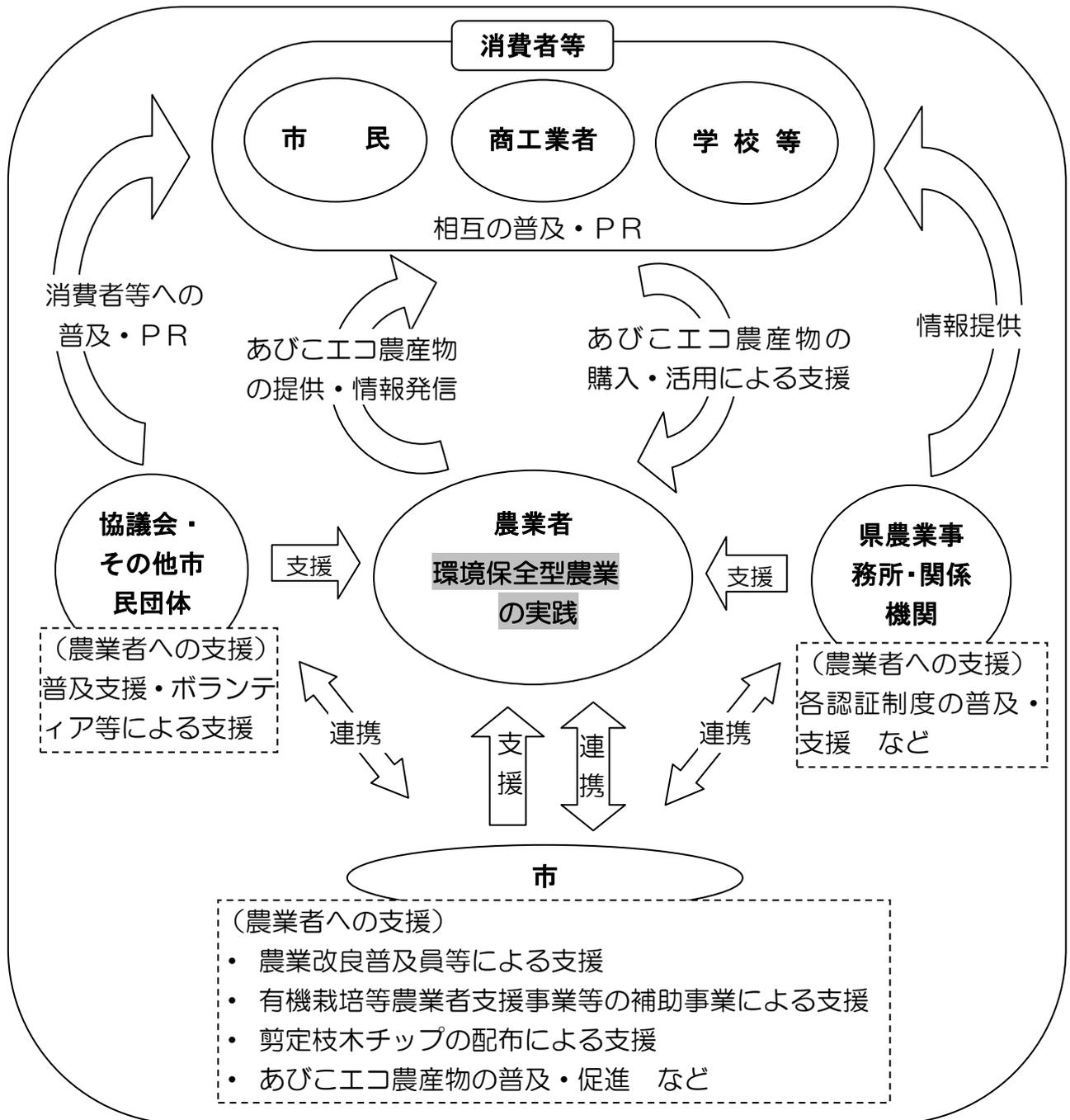
＜商工業者との連携＞

- 商工業者による「あびこエコ農産物」の利用を積極的に働きかけ、連携してその利用を推進します。
- 商工業者と連携し、「あびこエコ農産物」の普及・PRを行います。

＜学校等との連携＞

- 学校等との連携をはかり、学校給食を軸に「あびこエコ農産物」の利用を積極的に働きかけます。

「あびこエコ農業」推進のイメージ



(注) 「協議会」とは、あびこ型「地産地消」推進協議会をいう。

(6) 計画の進行管理

市が整備を計画している「農業拠点施設」には、安全安心な農産物の栽培等の普及と情報の受発信機能を持たせることとしています。

「あびこエコ農業」の本格的な推進は、基本的に当該拠点施設の整備・開設とあわせて取り組むものとしませんが、農薬誤使用の防止対策とともに「あびこエコ農業」推進の事前準備を進める必要があることから、導入できるものから順次計画的に事業を実施するものとしします。なお、「農業拠点施設」の整備にかかる計画は別途策定します。

本計画の施策と基本事業にかかる進行管理は以下のスケジュールにより行うものとしします。

| 施策 | 年度 基本事業 | (前期) | | | | | (後期) | | | | |
|----------------|--|------|----|----|----|----------|------|----|----|----|----|
| | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
| ①普及・推進のための体制整備 | 専門職員（農業改良普及員等）の確保と活用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 農薬適正使用（誤使用防止）・施肥管理の支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | アンテナショップでの栽培履歴作成支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 一般農業者の栽培履歴作成支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 「ちばエコ農産物」などの認証（申請書作成等）手続き支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 「あびこエコ農産物」（20%以上削減）の認証事業 | - | - | △ | △ | ○ (※) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ②農業拠点施設の整備・活用 | 農業拠点施設の整備と活用（認証支援・栽培履歴普及・情報受発信・販路確保等のエコ農業推進拠点） | - | △ | △ | △ | ○ (※) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 学校給食等への供給と食育の推進 | - | △ | △ | △ | ○ (※) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 消費者・市民の購入促進、商工業者の活用支援 | △ | △ | △ | △ | ○ (※) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 施策・事業 | | 年度 | | | | | | | | | |
|---------------|-------------------------------|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|----|
| | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
| ③普及・PR | 「エコ農産物」の地域内流通の支援 | △ | △ | △ | △ | ○ (※) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 「エコ農産物」のブランド化・情報発信支援 | △ | △ | △ | △ | ○ (※) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 市内外への「エコ農産物」PRと購入・活用促進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④有機質資材等の導入支援 | 市の有機栽培等補助事業の促進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 国（又は県）の環境保全型農業にかかる補助事業等の活用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 剪定枝木チップの供給（放射能検査で安全確認後に供給再開） | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | その他の有機質資材の安定的確保 | - | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 病虫害防除支援（植物防疫協会事業と連携） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤関係機関・市民等との連携 | 県農業事務所・関係機関・組織との連携 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 援農ボランティアの拡充と活用促進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 消費者・商工業者、市民団体等との連携 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 農業者と市民との交流の促進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他 | 計画推進のための関連事業（栽培履歴管理システム活用その他） | △ | △ | △ | △ | ○ (※) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（凡例） ○：実施 △：一部実施（可能なものから） -：検討

（注） （※）印の実施年度は、農業拠点施設の計画と整備の状況により変動する。
また、それにあわせ前後の実施年度も変動する。

6 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う環境保全型農業の取り組みへの影響と対応

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故では、農産物や農地土壌、稲わら、落ち葉などが放射性物質の影響を受けました。

堆肥などの有機質資材が手に入りにくくなったり、放射性セシウムの吸収の観点から肥料（カリウム）の投入が必要となったりするなど、環境保全型農業に取り組みにくい状況となりました。

我孫子市においても、市が保管していた剪定枝木チップはもとより、農業者が露地で保管していた堆肥等も放射性物質の影響を受けました。

環境保全型農業の推進にあたっては、有機質資材の安定的な入手が図られるよう、関係機関・JA、農業者等とともにその確保に努めます。

また、市で購入した簡易型放射性物質分析機器を活用し、農産物の安全性の確認と積極的PRに努めます。